

○「えだまメンチ」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「えだまメンチ 商標登録第5574308号」に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(本件商標の商標登録に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商標登録に係る指定商品及び役務の区分は、次の表のとおりとする。

区分	指定商品及び役務
第29類	メンチカツ
第43類	メンチカツを使った料理の提供

(使用の申請)

第3条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「えだまメンチ」商標使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、「えだまメンチ」商標使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第5条 本件商標の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して3年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないことができる。

- (1) 本件商標の使用によって誤認又は混同を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(3) その他支障があると認められるとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 本件商標を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的のみに使用すること。
- (2) 関係法規を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 使用者は、本件商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (4) 第三者が本件商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (5) 市から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (6) 使用者が、本件商標の使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、使用者がこの要綱に違反し、又はそのおそれがあると認められるときは、その使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により、使用者が使用の停止又は許可の取消しによって損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 本件商標の使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、第4条の許可を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する

○「えだまメンチ」の商標使用に係る管理基準

- 1 【沼田の新名物】の文言を掲げること。
- 2 利根沼田産の枝豆を使用すること。
※但し、供給体制が整うまでの期間は免除とする。
- 3 『えだまメンチ』ののぼり旗を店先に立てること。(2枚贈呈)
- 4 市や利根実業高等学校からの調査やアンケート依頼などに協力すること。
- 5 その他、味付けや形態、価格については、各店舗に一任する。

